

令和元年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
「障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」
分担研究報告書

今後の外部評価実施に向けての事業所ヒアリングー保育所等訪問支援事業および盲ろう
難聴児支援事業所の事業特徴に合わせた評価内容の検討と今後の課題ー

研究分担者 堀江 まゆみ（白梅学園大学）
研究協力者 高橋 絵美子（大妻多摩中学高等学校）
田中 真衣（白梅学園大学）
黒岩 舞（白梅学園大学大学院）

【研究要旨】

本研究では、保育所等訪問支援事業および盲ろう難聴児支援事業所における障害児支援のためのサービスに関して、適切な外部評価が実施できるよう評価範囲や内容を提案することを目的として、保育所等訪問支援事業および盲ろう難聴児支援事業所を対象に、事業の特徴に合わせた評価項目および評価の着眼点に関してヒアリング調査を行った。保育所等訪問支援項目については、地域の福祉サービスや地域ニーズが異なる4つの地域において、保育所等訪問支援を実施している4事業所をヒアリング対象とし、保育所等訪問支援事業の実施特徴、および課題について検討した。「適切な経験のある支援者」に関する項目の評価の着眼点として、発達や障害特性を理解し専門性のある支援者であるとともに、訪問先である保育園や幼稚園、小学校の「保育・教育文化」を十分理解し、一方的に専門知見を押し付けることなく、調整役やコンサルテーションの能力をもった支援者であるべきことを追加する必要があることが指摘された。また、「訪問前の十分な連絡と調整の実施」に関する項目について、実際の実践においては、それよりも以前に、「地域の保育園・小学校への本事業の理解啓発」のために、丁寧に時間をかけて周知することがかなり重要であることが示唆された。盲ろう項目については、調査対象3か所における盲ろう難聴児支援事業所に対して、実際に外部評価を行った評価者と被評価者に、実施した外部評価について盲ろう難聴児支援項目及び着眼点について項目の妥当性や気づきについてヒアリングした。また、盲ろう難聴児支援関係者のエキスパートレビューから、「生活支援を可視化すること」、「人工内耳手術後の総合的支援」等含めた方がよいことが確認された。

A. 研究目的

本研究班で開発された外部評価項目では、評価項目の全体のうち、保育所等訪問支援事業および盲ろう難聴児支援事業所に関する評価項目は、項目数が限られていることと評価内容を十分に反映できているかどうか課題となっていた。

そこで、本分担班では、今後の外部評価の検討と実施に向けて、保育所等訪問支援事業および盲ろう難聴児支援事業所を対象に、事業の特徴に合わせた評価項目および評価ポイントに関してヒアリング調査を行った。

この結果をもとに、今後、保育所等訪問支援事

業および盲ろう難聴児支援事業所における障害児支援のためのサービスに関しても、適切な外部評価が実施できるよう評価範囲や内容を提案することを目的とした。

B. 研究方法

(1) 保育所等訪問支援事業の外部評価と事業所ヒアリング

保育所等訪問事業については、事業開始当初より実施事業所が増えてきてはいるが、地域によって実施事業所が多い地域やほとんど実施されていない地域など、実施事業所数に大きな違いがあり、事業内容については地域や事業所ごとに経験や実施内容に差異があることが指摘されている。

また、本研究班の本体の外部評価を実施した際にも、積極的に保育所等訪問支援事業を活用している事業所もある一方で、保育所等訪問支援事業の実施方法等に課題が多いため、本来の保育所等訪問事業の内容を意図して実施していない事業所もあることがわかった。

そこで、本分担任では、地域の福祉サービスや地域ニーズが異なる4つの地域において、保育所等訪問支援を実施している4事業所をヒアリング対象とし、保育所等訪問支援事業の実施特徴、および課題について明らかにすることとした。

対象4事業所を表1に示した。

表1. 保育所等訪問支援事業のヒアリング対象事業所

事業所名	主な実施サービス	設置地域	特徴	担当者
A	社会福祉法人 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、療育相談・乳幼児療育グループ他	自治体による児童発達支援サービスが比較的充実	平成25年から開始。 年間110件程度	保育士経験のあるスタッフ1人、療育と兼担
B	NPO法人 児童発達支援、放課後等デイサービス、児童相談支援	自治体による児童発達支援サービスが不足している	10年前から保育所等の理解啓発推進	STおよび保育士の2人が専任で担当
C	NPO法人 児童発達支援、放課後等デイサービス、児童相談支援	自治体による児童発達支援サービスが不足している	訪問は依頼に応じて実施。	ST1人が療育と兼担。
D	社会福祉法人 保育所2か所、児童発達支援、(保育所等訪問支援は未実施)	自治体による児童発達支援サービスが不足している	自治体による実施を相談したが未実施	保育園園長を兼ねる事業所長が予定

(2) 盲ろう難聴児支援の外部評価と事業所ヒアリング

本研究班で開発された外部評価方法を用いて、主に盲ろう難聴児支援事業所において外部評価を実施した。被評価事業所は、主に盲ろう難聴児支援を行っている福祉型障害児入所施設、児童発達支援事業所、児童発達支援センターとする。全国で主に盲ろう難聴児支援を行っている事業所は少ない。そこで、全国盲ろう難聴児施設協議会の協力を得て、3事業所で外部評価を行なった。次に、実際に外部評価を行った評価者と被評価者に、実施した外部評価について盲ろう難聴児支援項目及び着眼点について項目の妥当性や気づきについてヒアリングした。最後に、エキスパートレビューによる評価項目の妥当性の検討を行なった。

研究倫理 本調査は、大正大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（認証番号：第18-032）。評価協力機関には、書面と口頭で説明し、書面で同意を得た。

C. 研究結果

1. 保育所等訪問支援事業の実施の経過と特徴

調査対象4か所における保育所等訪問支援事業に関するヒアリング内容の概要を以下にまとめた。事業を開始した経過、現在の課題、今後の展開の可能性等についてそれぞれの事業所に合わせてヒアリングした。

(1) 設置法人の経営基盤と保育所等訪問事業へのバックアップ体制

保育所等訪問支援事業は、人件費や運営費の補助が不足することが多く、単独事業として実施するには経営的に厳しさがあることが指摘さ

れてきている。多くの法人は担当スタッフや運営補助をバックアップしながら実施してきている。

その意味で、法人自体の経営基盤がどの程度であるのか、また、法人において保育所等訪問支援事業を児童発達支援サービスとしてどのように位置づけしているのかを確認しておくことは、事前的に必要な事項であると考えた。

A事業所は古くから継続してきている大規模法人のため、人材等の調整などのバックアップを受けながら実施できている。しかしC事業所のように、最近増えてきている小規模の児童発達支援事業所では、常勤支援者が数名であることが多い。保育所等訪問支援事業の意義や役割はよく理解しているが、やればやるほどむしろ訪問園からの相談や実務が増えてくるため、事業開始当初よりも保育所等訪問支援事業を減らしたという。

一方で、B事業所は、小規模法人ながら地域の中で小回りが利く支援体制を取ってきたため、保育所等訪問支援事業が制度化される以前から、保護者のニーズに対応して園訪問や相談支援を進めてきた。むしろ、保育所等訪問支援事業が制度化されたことをきっかけに、保育園や幼稚園、小学校における障害理解や「地域のユニバーサルデザイン」の推進に積極的に活用し展開していった例である。

保育所等訪問支援事業の外部評価にあたっては、「実施している」「実施していない」の前に「実施できている背景」としての分析や評価も加味したい。

【A事業所】

本法人は、社会福祉法人であり、A県全域において知的障害者成人施設や就労支援事業所を

広く実施してきている。障害児者支援において長い実績と基盤を有し、支援者数や専門的人材も比較的多い。地域における信頼も厚く保護者からの期待も大きく、自治体との連携や児童発達支援サービスの委託も円滑に行ってきた。

法人全体が地域志向であり多機能で複数の事業を実施していることもあり、保育所等訪問事業を地域サービスとして大事な事業として位置づけてきている。実施においても人材や費用などのバックアップがあり、運営的にも比較的安定していた。

【B事業所】

NPO法人であり、小規模な生活介護を行って入るが、大規模法人のような経営基盤や人材数も限りがある。しかし、保育所等訪問支援事業を立ち上げたきっかけがもともと、地域の巡回相談が機能していないと感じていたときであり、こんな制度が欲しいと思ったところだった。相談員をしている中で、お母さんたちの困っている様子をよく見ていた。保育所等訪問支援事業が出来たので、これを地域支援の武器にして地域展開してきた。法人全体が保育所等訪問支援事業の重要さと効果を理解してバックアップしてくれている。

【C事業所】

NPO法人である。2年前に小規模な児童発達支援を2か所開始した。それぞれの事業所長が言語聴覚士、理学療法士であり、専門的な個別療育をコアにして地域で展開してきている。小規模であり経営的に厳しい。保育所等訪問支援事業の意義や役割はよく理解しているが、時間と手間と人材をそこまでかけられない状況にある。事業開始当初は、保護者のニーズに合わせて実施してきたが、現在ではほかの理由もあ

り、積極的に実施してきていない。やればやるほど、園等からのニーズや依存度が高くなり、訪問や相談実務も多くなってきて、本体事業に支障が出てきた経過がある。本法人の利用者に合わせて最低限実施してきている状況だと思う。

(2) 本事業の周知について

保育所等訪問支援事業は、制度化当初よりも実施事業所数や実施件数は増加傾向にありながらも、地域ニーズに対してまだ実施成果が少ない。その理由としては、利用者側である保護者や保育園、幼稚園、小学校等が制度自体を知らない、何ができる制度なのか知らない、という指摘がある。

そのため、保育所等訪問支援を行う事業所はまずは地域に制度や効果を周知していくことが必要となってきた。

A事業所は、中核指定都市A市にあり、自治体が独自にある程度の周知の取り組みをしているため、A事業所自体が積極的に保育所等訪問支援事業の周知実践をしてきているということではなかった。

【A事業所】

A市は比較的児童発達支援サービスを進めている地域であり、市が独自に周知などの広報を行ってきた。そのため、本事業所では周辺の地域の保育所等に積極的に周知をしてはしてきていない。本法人の療育を利用する保護者には研修等で知らせている。

しかし、B事業所は、地方都市であるB市に児童発達サービスがほとんどないか、有効に機能していないために、むしろB事業所独自で保育所等訪問支援事業の周知実践をかなり積極的

に実施した経過がある。

【B事業所】

保育所等訪問支援事業を立ち上げたきっかけが、地域の巡回相談が機能していないと感じていたところであったので、保育所等訪問支援事業を利用してむしろ地域に積極的に乗り出した経過がある。

当初、相談員をしている中で、お母さんたちの困っている様子をよく見ていた。こんな制度が欲しいと思ったところに、保育所等訪問支援事業が出来たので、平成25年から実施した。もともと、発達支援アドバイザー研修を二年半くらいしていた。B市の発達障害児支援を底上げしていく必要性を感じていた。そのため、保育所等訪問支援事業を行い、地域全体の人に、発達障害を知ってもらう必要があると思った。初年度の訪問件数は50数件。初年度は、事業所長自らが支援員となり、現場に行くことが多かった。

保育所等訪問支援事業を行う前には、この事業の内容や効果を地域の方に知ってもらう必要があったため、まずは園長会・校長会に出向き、説明をすることを大事にした。現場の保育士や教員は理解してくれるが、組織として受け入れてもらわないと進まない。園長会や校長会への出席依頼は戦略的にしていった。初年度は、1か所につき3回くらい説明に行った。丁寧に説明した。

園長会や校長会には積極的に出向き、制度の説明をし、「先生たちのため」「スムーズな支援移行」などを訴えた。こうした機会をとらえてまず1か所に行って伝えると、そのわかりやすさや効果がわかり、評判がよくなる。そうすると、校長同士で口コミが広がり、次からは説明しなくても受け入れてくれるようになった。

今では、断られることはない。最近では保育士などにミニ講義などをすることも増え来た。

事業当初は、初めて訪問する施設には、支援員と事業所長が同行し、制度の説明から行っていたが、次からは行かなくても大丈夫になった。

今では保育園から保育所等訪問支援事業をしてほしいと、声がかかることもある。保育所側は、巡回相談・保育所等・相談支援などの違いが判らないので、丁寧に説明する。

一方で、保育所等訪問支援事業の意義や役割をよく理解しながらも、受ける側の体制が整わないと、周知すればするほど訪問園等からのニーズや依存度が高くなり、本体事業にしわ寄せがきてしまう。事業所としては事業遂行の専門的な能力がありながらも、保育所等訪問支援に消極的になる場合も出てくる。外部評価にはなかなか組み込めない側面であるが、保育所等訪問支援が進みにくい背景を理解しておくことも必要であると考えます。

【C事業所】

学校も保育士も制度を知らない。職種（PT／OT／ST／心理）も知らないことが多い。

「うちは、（保育所等訪問支援事業の）対象ではないから」と答えられることもあった。

事業開始当初は、近隣の保育園や幼稚園に制度を理解してもらうための研修会を開いたり、園長へ説明に出向くことも行った。

しかし、保育所等訪問支援事業を実施する中で、やればやるほど、園等からのニーズや依存度が高くなり、訪問や相談実務も多くなってきて、本体事業に支障が出てきた経過があり、今では近隣の周知はほとんどしていない。本法人の利用者や保護者のニーズに合わせて最低限実

施している状況である。事業を実施できる体制にしないと周知するのは難しい。

周知という視点から以下のような事例もあった。

【D事業所】

社会福祉法人であり、地域で古くから保育所を2か所運営してきた。インクルーシブ保育を積極的に実践してきた中で、児童発達支援事業所を立ち上げた。周囲の保育園や幼稚園とともに、保育所等訪問支援を活用してより専門性のあるインクルーシブ保育実践を推進しようとして管轄の県に申請したが、県の担当者の段階で事業推進の理解が得られなかった。何度も説明したが手続きが進まず保育所等訪問支援の実施は今のところ断念している。

（3）事業所における保育所等訪問事業の実施経過と実態

①保育所等訪問支援事業の担当者

保育所等訪問支援の実際の担当者は、発達や障害特性に関する専門性が求められるとともに、訪問先の実践に関しても十分な理解が必要となる。一方的な情報提供や指導の姿勢でなく、共同して保育実践を作り上げる姿勢やそのためのコミュニケーションスキル、コンサルテーション能力が事業の効果に影響する。

【A事業所】

A事業所の児童発達支援の主任を担当する保育士が、保育所等訪問支援事業を兼務して実施している。

本担当者は、幼稚園にて10年以上勤務した経験のある幼稚園教諭であり、その後、A事業

所での療育担当として勤務した。療育経験があることとともに、保育現場の困り感や保育士のニーズが理解できることが保育所等訪問支援事業を担当するうえで、効果的である。療育や児童発達支援の経験だけしかない担当者では、保育所等の実情などが理解できないことも多く、難しさがあるのではないかと思う。

現在、担当者は療育と兼任しているため、保育所等への訪問も週1回の午後の時間にしか行けない実情があり、訪問先施設に調整してもらい実施している。

【B事業所】

配置職員は、専従でやっている。兼担ではできない業務であると考えている。2名。一人は言語聴覚士（ST）であり、週3～4日非常勤。専門性としては、教育学部卒、特別支援学校教員免許も持っている。近隣のクリニックで、500人以上の子どもの療育を外来で行っていたので経験豊かである。主に、小学校における保育所等訪問支援を対応している。

もう一人は保育士であり、非常勤。保育園で勤務後、児童発達支援施設で勤務した経験がある。1年間は専従職員に同行して研修し、今は一人で行く。主に保育園や幼稚園での保育所等訪問支援を対応している。来年は常勤勤務してもらう予定である。

人件費としては負担が増えるが、専従にするしかなかった。訪問施設側（保育園、幼稚園、小学校等）の文化（共通言語）がわかる支援員でないと務まらない。保育所等は保育士、小学校は教員経験者が担当することで文化が埋まる。適材適所が必要だと思う。

【C事業所】

事業所長である言語聴覚士が、ひとりで担当

している。園から研修の依頼があれば出向くが、保育所等訪問支援で訪問すると、園からの要望がどんどん増えてしまい対応しきれなくなってしまった。保育所等訪問支援では、個別給付なので子どもの発達支援を中心に行うが、もともとの保育実践が適切でない個別支援の成果が生きてこない。保育実践の改善のためには、担当保育士や園長とも相談し検討することになるが、こちらの意図（保育実践の改善等）が伝わりにくく、難しさを感じている。わかりやすく伝えているつもりではあるが、全部を任せられてしまう負担感がある。

結果として、最低限、保育者が今日の前で抱えている「子どもに関する困り感」「対応方法の改善」には対応していくが、それ以上に保育実践をともに考えていく段階まではいけない。そのために、保育所等訪問支援の件数自体も少なくなった。今は、どう改善していけばいいかまだ悩みが大きい。

②保育所等訪問支援事業の運営状況

実施件数や内容は以下のものであった。B事業所は、当初からB市全体のユニバーサルデザインを目指しており、市内の全部の保育園や小学校に関わることが目標であった。

【A事業所】

実施件数の概数は、平成29年度 10件程度、平成30年度 10件程度であった。平成25年度から保育所等訪問支援事業を開始した。開始当初の平成25年度、実施対象であった11件のうち3分の1程度は、実施を相談した保育所・幼稚園側に断られることもあったが、現在では事前準備や事前相談を工夫していることもあり、保育所等から断られることはなくなった。

訪問頻度は厚労省の推奨している2週間に1回、1回の訪問時間は1時間半を目安にしているが、柔軟に対応するようにしている。

【B事業所】

年間件数はかなり多い。2か所の事業所合わせて年間延べ合計で140件になる年もある。

B市内のほとんど全部の保育園と幼稚園、小学校で実施している。今は、J事業所は小学校17か所、H事業所は保育所25か所を対象としている。

保育所等訪問支援事業だけでは、利益は出ない。訪問は1日1か所が限界。1学期2回くらいの頻度である。今は基本的に、地域の障害理解の底上げを考えているので、このくらいで十分な場合も多い。他の保育園と保育所等訪問支援事業併設のところは、月2回とか、行くこともある。

訪問件数が多いので、各先生方の情報もある。そのため、今は、先生の特徴も把握している。

【C事業所】

保育所等訪問支援事業では、ニーズに合わせて、その分野の専門家を派遣している。例えば、コミュニケーションや集団適応などは、STが行く、保育室で歩くなどの移動動作はPTが行くなど。

保育所等訪問を断られることはあまりない。保護者に協力してもらって事前に訪問先施設に電話してもらったりしているので、受けてくれる。訪問回数は、必要な分を最低限で行く。支援頻度は、内容に応じて週1の場合もあれば、月1もある。地域の幼保園の状況は把握している。

③ 市の児童発達支援サービスの特徴と事業所の運営課題

地域全体の保育所等訪問支援の実施においては、自治体やほかの保育所等訪問支援の実施事業所との連携が欠かせない。分担方法や情報交換を適宜しているかどうかも問われてくる。地域の実情との関係の中で、どのように保育所等訪問支援を実施しているかについても評価の対象になる。

【A事業所】

A県では現在、保育所等訪問支援事業を実施している事業所は20カ所ほどある。A事業所のあるA市では平成25年2カ所であったが現在は3カ所～数カ所まで増えた。A市は、巡回相談などの支援もあるので、社会資源がある分、保育所等訪問支援事業のみが独立して事業ができるほどの利用数ではない。訪問先事業の都合にも合わせながら出張するとなれば、1日2件が限度である。本事業は事業の特徴として、経験がありベテランの職員でないと支援が難しいので、人件費を考えると事業としては赤字になってしまう。

同じA県にあるB市のNPO法人B事業所などは、B市に児童発達支援に関するほかの支援があまりないので、保育所等訪問支援事業が活発に活用されている。保育園幼稚園だけでなく、小学校などにも訪問している。A市では小学校への訪問は実施されていない。地域での差があるように感じる。

【B事業所】

市内には、3か所保育所等訪問支援事業がある。それぞれが近隣の園を分担しているが、B事業所が市内全域のほとんどの園や小学校を担当している。

B市は地域の巡回指導が機能していない。たぶん、全国の地域では児童発達支援サービスの状況が違うので、それに応じて保育所等訪問支援の役割が異なると思う。

【C事業所】

C市内で保育所等訪問支援を行なっている事業所はほとんどない。

2. 盲ろう難聴児に関する評価項目・着眼点

(1) 盲ろう難聴児項目の概要

障害児支援では、肢体不自由児支援、知的障害児支援、発達障害児支援、盲ろう難聴児支援、重症心身障害児支援・医療的ケア児支援、重複障害児支援といったように、障害種別により、支援に必要な専門性の違いが大きい。この研究班では、できるだけ障害種別ごとの項目は作らず、共通項目で評価できるよう作成された。けれども、障害特性に考慮しなければ評価できない項目がでてきたため、追加で評価項目の下に着眼点として重症心身障害児項目、盲ろう難聴児項目が設けられた。

(2) 盲ろう難聴児支援項目及び着眼点について 項目の妥当性や気づきについてヒアリング

調査対象3か所における盲ろう難聴児支援事業所に対して実際に外部評価を行った評価者と被評価者に、実施した外部評価について盲ろう難聴児支援項目及び着眼点について項目の妥当性や気づきについてヒアリングし、結果を表2に示した。

また、盲ろう難聴児支援関係者のエキスパートレビューから、「生活支援を可視化すること」、「人工内耳手術後の総合的支援」等含めた方がよいことを確認した。

D. 考察

1. 保育所等訪問支援事業の外部評価に関する考察

(1) 外部評価項目 52 の内容の再検討

外部評価項目 52 の内容を以下に示した。「適切な経験のある支援者」とされているところに対して、本ヒアリングの結果では、発達や障害特性を理解し専門性のある支援者であるとともに、訪問先である保育園や幼稚園、小学校の「保育・教育文化」を十分理解し、一方的に専門知見を押し付けることなく、調整役やコンサルテーションの能力をもった支援者であるべきであることが指摘された。適切な支援で経験のある支援者となにか、さらに深めて評価内容を設定することも可能であろう。

52. 【保育所等訪問支援】事業所は、保育所等訪問支援に、適切な経験のある支援者を派遣している

着眼点

- ・ 保育所等訪問支援の有無
- ・ 派遣する支援者の障害児支援経験年数 ()

解説

保育所等訪問支援事業では事業所の訪問支援員が保育所や学校に訪問して子どもを直接支援するとともに、保育士や教員などの接し方や環境調整の助言をする必要がある。そのためには、事業所内で一定以上のスキルや経験のある支援者を派遣する必要がある。支援者の選択を適切に行っているかを確認する。

(2) 外部評価項目 53 の内容の再検討

外部評価項目 53 の内容を以下に示した。保育所等訪問支援の実施においては、訪問前に十分な連絡と調整を行うことは前提であるが、実際の実践においては、それよりも以前に、

「地域の保育園・小学校への本事業の理解啓発」のために、丁寧に時間をかけて周知することがかなり重要であることがわかる。

基本的な地ならしや基盤整備をしながら、保育所等訪問支援の実施内容を事前に相互に理解していることや、その過程の中で顔と顔を合わせて信頼関係を築いていることがより高い効果を生んでいる。訪問前に取りくみとして、地域全体に本事業の周知の取り組みをしているかどうか、重要な評価内容になると考える。

5 3. 【保育所等訪問支援】支援者は、訪問前に家族や保育所等との連絡と調整を行っている
--

着眼点

- ・事前調整の有無
- ・事前調整の内容（ ）

解説

保育所等訪問支援事業では、支援場面が保育所や学校等の第三者であり、訪問の目的や支援の内容などについて保育所や学校、保護者と事前の連絡や調整を十分に行う必要がある。本事業の周知度は必ずしも高くないため保育所や学校側が得られない場合もあるが、そのような場合に事前に事業の意義や機能を説明するなど必要な連絡や調整を行っているかを確認する。

2. 盲ろう難聴児支援事業の外部評価に関する考察

評価者と被評価者へのヒアリング及びエキスパートレビューで得られた意見・視点を考察した結果、盲ろう難聴児評価項目・着眼点を表3、に示すように設定することを提案したい。また、盲ろう難聴児評価項目・着眼点だけでなく、入所施設全般にかかる項目として、表4で示した着眼点を追加することを提案したい。

表 2. 盲ろう難聴児に関する評価項目・着眼点に関するヒアリング結果

評価項目	A 福祉型障害児入所施設	B 児童発達支援センター	C 児童発達支援センター
A-2-2. 事業所は、定期的に支援者を対象とした内部研修を実施し、OJTを含んでいる	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなろう児が利用開始する度に、職員はろう体験を行うことは必要だろうか。違和感を感じる項目である。 ・新たな盲児・ろう児が入るたびに体験をするという文言は必要ない ・視覚障害への支援に関する研修がどのようなものを目指すか、調べたうえで項目立てした方がよい。 	<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は聴力検査や補聴器のフィッティング、人工内耳の取り扱いなど、聴覚を活用するための支援について、他職員と相談し共に評価する体制がとれている。 ・「新たなろう児が利用開始する度に」・・・表現が？ ・サイン言語一手話 <p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員がろう体験を新しく入る子どもごとに行う意味があるのだろうか？Bは新人職員にはろう体験の研修を行っているが、ろう児が入ることは研修をしていない。 ・ろう者と難聴者にも文化差がある。音声言語を習得できる人と全くできない人で支援の仕方が異なる。ろう者と難聴者と支援方法が異なるかもしれない。 	<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう体験は無理。健常者がろうを体験するということはできない。外部の研修でバーチャル体験をしたが、ひどく酔う。デモの機材は高額すぎて採り入れられない。 ・補聴器については研修でやる。補聴器の修正の仕方を学ぶ。年3回補聴器屋さんに来てくれている。 <p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイン言語を押し付けていいのだろうか。事業所や利用者によって文化や価値観が違うので、設問にいいか疑問。
C-10子ども一人一人は、日常生活での自立と適応状況が評価され、また自立と適応を促すための支援を受けている		<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚の管理について・・・年齢に応じて、自分のきこえ方や補聴器の管理についての支援。 ・自分わからない時、困った時のヘルプの出し方の支援。 <p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B施設は環境の調整はしているが、ろう、難聴児は環境（設定、変化）に不応を起こすことはあまりない。むしろ、個々の子どもの聞こえの状態を把握し、情報がしっかりとれる状態なのかを把握していることが必要である。 ・本項目では、補聴器、人工内耳の管理も入るのではないが、物理的な環境調整だけではなく、ろう、難聴児は、聴覚や心身の状態が変わる時があるので、医療との連携が必要。補聴器の業者、医療との連携を継続的にしているか、管理 調整されているかなどの評価が必要。 	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平行通園や親子通園を探っている事業所はあくまで専門的支援を提供することに限定されている。 ・音項目として：歩く子どもであれば目的の場所へのルートの統一であったり、歩数等のことまで配慮されているか（E31とも関係する）。 ・親子通園なので、お手洗いや困ったことがあれば親御さんが介助する状況であった。
C-18【入所項目・盲ろう】子ども一人ひとり、生活を豊かにすることを目的とした多様な活動体験をしている			
E-31子どもの環境は、障害に応じた整備がされており、また必要な道具が準備されている	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の興味・関心、発達段階に合わせて音のなるおもちゃ、視覚・触覚など感覚的に楽しめるおもちゃがあるなどの着眼点が必要。 ・通路に危険がないように整理されているかの観察が必要（テーブルが倒れそうなところに立てかけられていないなど） ・この3つが本当に盲児支援に必要なものか、精査が必要と感じた。 	<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音（音楽）が視覚的に楽しめるおもちゃ（光る・動くなど）で楽しく遊ぶことが出来るように配慮されている。 ・簡単な手話の表示や指文字表の掲示をする。 <p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B施設は様々な種類の音の鳴るおもちゃがある。楽器、音の鳴る本など ・音を認識する発達段階に応じて、音に関する遊具があるかどうかを視点を持つ必要がある。いろいろな音の種類に応じて楽器や音の鳴るおもちゃがあるか。 	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存着眼点にある「椅子やテーブル、柱の角は丸くする」ことよりも、そこにあると言ったことを確認できるかの指示がなされていることの方が大切である。
E-32事業所は、それぞれの活動エリアと活動の流れが子どもにとってわかりやすいように明瞭な支援環境となっている	<ul style="list-style-type: none"> ・A施設は個人の居室、居間、食堂と分けられていたが、特にわかりやすく工夫はされていなかった。 ・「社会に出ればバリアだらけなので、施設の中もあえて何も配慮していない」というバリアフリーについての施設の価値観を知り、評価者としてどのように評価すればよいか悩んでしまった。 	<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育室などに部屋の名前が分かるように、写真や絵、文字で表示する。 ・園内での行動が分かりやすくなるように、写真や絵で表示する。 <p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B施設は共通スケジュールがある。 ・靴を脱ぐ場所のテープング、いすを並べる場所のテープングなどが張ってあった。 ・評価者として評価し辛い点はなく、追加もない。 	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部屋の名前などかわいいイラストつきでわかりやすく掲げてあった。
E-33子ども一人一人は、過剰な感覚刺激に晒されないように、環境上の配慮がされている	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設であり、生活の場のため、様々な音が混じり合わないような環境設定は難しいように感じる。 	<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音や雑音を減らすための工夫（テニスボールの装着、カーペット、カーテン、消音壁など）。 <p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B施設の刺激はシンプル。視覚的にも統制されている（評価者：有効なのはわからない）。 ・聴覚障害児も音同じことが言える。音が混在しているとわからない。「様々な音が混じり合わないような音環境が維持される配慮がある」の着眼点が必要である。 	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C施設は、活動により部屋が分けられている。特に個人指導のシーンでは防音室内で行われており、集中して子どもが課題にとりくめるよう配慮されている。
E-36子ども一人一人は、自分が理解できるように支援内容や方法についての情報提供を受けている	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A施設は、盲児に対して、職員は呼び掛けてから、肩や手に触れ、次の行動を促していた。 ・年齢に応じた対応が必要（知的理解・運動レベル）。 	<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動する前に、視覚の手がかりを使って、活動の内容が分かるように、伝える。（写真や絵で表示してあるプリントの配布、絵カードでの説明、実演をするなど）。 <p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害も必ず前から声をかける。触れながらも大事。注意喚起をどうするかを考えて支援する必要がある。視線を合わせてというよりも本人が口元を見られるように配慮が必要である。子供の背の高さとかに配慮する。 	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C施設は職員の口の動きや手話が子どもたちや親御さんに見えるようにしていた。 ・ジェスチャーや手話を多用しており、子どもたちが理解しているか、確認しながら丁寧に支援を行っていた。
新規項目 地震や火事などの緊急時を視覚的に知らせる工夫（回転灯など）がある		<p>【事業所意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火事や地震などの状況が分かるような視覚的情報（絵カードや紙芝居）を使って、日常的に避難訓練を行っている。 	<p>【評価者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見てすぐ評価できる項目で、評価しやすかった。

表3. 盲ろう難聴児支援項目・着眼点の修正提案

	評価項目	現在の盲ろう難聴児項目 (着眼点として)	修正の提案 *加筆箇所は下線部分
A-22	事業者は、定期的に支援者を対象とした内部研修を実施し、OJTを含んでいる	<p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな盲児が利用開始する度に、職員は盲体験を行う ・職員は視覚障害への支援に関する研修を受けている。 <p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなろう児が利用開始する度に、職員はろう体験を行う ・職員は聴覚障害への支援に関する研修を受けている ・職員は必要なサイン言語を習得している 	<p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの中で生活導線マップができるまでの間、手厚い支援を行う体制が整えられている ・職員は、視覚障害への支援に関する研修を受けている ・事業所内で、経験ある職員が新人職員へOJTを行う仕組みがある <p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの中で音声マップができるまでの間、職員は手厚い支援を行う体制が整えられている ・職員は聴力検査や補聴器のフィッティング、人工内耳の取り扱いなど、聴覚を活用するための支援について、研修を受ける等を行い、知見を深める体制がある ・職員は必要なサイン言語や手話を習得している ・様々なコミュニケーション方法（聴覚口話法、手話、聴覚による短感覚法、トータルコミュニケーション、キュードスピーチ法など）を熟知し、子ども・家族と相談しながら使っている ・事業所内で、経験ある職員が新人職員へOJTを行う仕組みがある
C-10	子ども一人一人は、日常生活での自立と適応状況が評価され、また自立と適応を促すための支援を受けている	<p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びを含む日常生活のスキルの成り立ちと手順を視覚的に確認しつつ学んでいける配慮や工夫が為されている 	<p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の業者や医療関係者との連携を継続的にを行い、子どもの年齢や聞こえ、心身の状態の変化に合わせて、補聴器や人工内耳の管理、調整を行っている ・人工内耳の子どもが、日々の生活の中で人工内耳を使いこなせるような支援が行われている <p>【盲ろう共通項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分がわからない時、困った時のヘルプの出し方の支援が行われている
C-18	【入所項目・盲ろう】 子ども一人一人は、生活を豊かにすることを目的とした多様な活動体験をしている	<p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的かつ安全に周囲の探索ができる環境が提供される機会や場所がある ・聴覚・触覚・運動感覚等による環境把握が養われる活動場面が設定されている 	<p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的かつ安全に周囲の探索ができる環境が提供される機会や場所がある ・聴覚・触覚・運動感覚等による環境把握が養われる活動場面が設定されている
E-31	子どもの環境は、障害に応じた整備がされており、また必要な道具が準備されている	<p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路（特にトイレまで）に点字ブロックを配置して、適切に使えている。他の利用者へも十分周知する ・椅子やテーブル、柱の角は丸くする ・聴覚で時間経過がわかる環境的配慮（トーキングウォッチ等）がなされている 	<p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路（特にトイレまで）に点字ブロックを配置する、椅子やテーブル、柱の角を丸くする等して、環境の配慮がされている。または、そこにどのような障害物があるか、子どもが把握できるように支援がされている ・聴覚で時間経過がわかる環境的配慮（トーキングウォッチ等）がなされている ・本人の興味、関心、発達段階に合わせて、様々な種類の音の鳴るおもちゃや視覚、触覚など感覚的に楽しめるおもちゃ（光る・動くなど）で楽しく遊ぶことができるように配慮されている ・簡単な手話の表示や指文字の表を掲示している
E-32	<u>E-32事業所は、それぞれの活動エリアと活動の流れが子どもにとってわかりやすいように明瞭かされた支援環境となっている</u>	<p>着眼点：</p> <p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の不安を軽減するよう、全職員が配慮する（個々の活動、一日、一週間の見通しを伝えることを含む） <p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の不安を軽減するよう、全職員が配慮する（個々の活動、一日、一週間の見通しをカレンダーやスケジュールボードなどで視覚的に伝える） 	<p>着眼点：</p> <p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の不安を軽減するよう、全職員が配慮する（個々の活動、一日、一週間の見通しを伝えることを含む） <p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の不安を軽減するよう、全職員が配慮する（個々の活動、一日、一週間の見通しをカレンダーやスケジュールボードなどで視覚的に伝えることを含む） ・部屋の名前が分かるように、写真や絵、文字で表示する ・園内での行動が分かりやすくなるように、写真や絵で表示する
E-33	子ども一人一人は、過剰な感覚刺激に晒されないように、環境上の配慮がされている	<p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな音は避ける ・様々な音が混じり合わないような音環境が維持される配慮がある 	<p>【盲ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな音は避ける ・様々な音が混じり合わないような音環境が維持される配慮がある <p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーペットやカーテン、消音壁など利用し、騒音や雑音を減らすための工夫がされている
E-36	子ども一人一人は、自分が理解できるように支援内容と方法についての情報提供を受けている	<p>着眼点：</p> <p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援に当たっては、必ず前または横から呼びかけてから行う。次に足や手、肩から触れる ・支援の開始時、支援者の交代時には、誰が支援するかを名前で知らせる <p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援に当たっては手話等のサイン（または肩に触れるなどで）で合図をしてから行う ・支援を始めるに際して視線を合わせる 	<p>着眼点：</p> <p>【盲項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援に当たっては、必ず前または横から呼びかけてから行う。次に足や手、肩から触れる ・支援の開始時、支援者の交代時には、誰が支援するかを名前で知らせる <p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援に当たっては、必ず前から声をかけたり、手話等のサイン（または肩に触れるなどで）で合図をしてから行う ・活動する前に、視覚的手がかりを使って、活動の内容がわかるように伝えている（写真や絵で表示してあるプリントの配布、絵カードでの説明、実演等） ・子どもが職員の口元を見られるようにする <p>【盲ろう共通項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と平等な関係を築けている ・平行通園先等関係機関と統一された支援方法が、個別支援計画に記載されている
追加項目	地震や家事などの緊急時を視覚的に知らせる工夫（ <u>回転灯など</u> ）がある		<p>【ろう項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回転灯や、画面モニターを部屋に設置し、非常時にいっせいに視覚的に知らせる工夫等行われている ・火事や地震などの状況が分かるような視覚的情報（絵カードや紙芝居）を使って、日常的に避難訓練を行っている

表4. 入所項目の追加提案

	評価項目	現在の着眼点	修正の提案 *加筆箇所は下線部分
C-10	子ども一人一人は、日常生活での自立と適応状況が評価され、また自立と適応を促すための支援を受けている	着眼点： ・日常生活の自立と適応状況の評価するための方法を知っているかどうか ・評価しているかどうか ・自立と適応を促すための支援が計画されているか	着眼点： ・ <u>子どもが生活基本技術を体験し、学べるよう配慮されている</u> ・日常生活の自立と適応状況の評価するための方法を知っているかどうか ・評価しているかどうか ・自立と適応を促すための支援が計画されているか
C-18	【入所項目】子ども一人一人は、生活を豊かにすることを目的とした多様な活動体験をしている	着眼点： 通常の重症児者はもちろん、気管切開や人工呼吸器を装着していても、可能な範囲で <u>積極</u> 的な活動体験をしているか？	着眼点： 通常の重症児者はもちろん、気管切開や人工呼吸器を装着していても、可能な範囲で <u>積極</u> 的な活動体験をしているか？ ・ <u>家庭のようにつろげる空間や時間がある</u>
C-20	【入所項目】子どもは、家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊ぶ機会が提供されている	着眼点： ・家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊ぶ機会の提供の有無	着眼点： ・家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊ぶ機会の提供の有無 ・ <u>一般社会との適度な関わり合いが設定されている</u>
E-36	子ども一人一人は、自分が理解できるように支援内容と方法についての情報提供を受けている	着眼点： ・子どもへの支援に関するインフォームドコンセントがされているかどうか ・支援の際に、言葉、文字、写真、絵、ジェスチャーサイン、実物などを利用し、情報を理解できるように工夫されているか ・補聴器やメモ用紙、メガネ、拡大鏡、点字本等、必要な道具を使用できる環境があるか ・全体的に話したことを個別に伝えたり、静かな場所で伝えたり、理解しやすい工夫をしているか	着眼点： ・子どもへの支援に関するインフォームドコンセントがされているかどうか ・支援の際に、言葉、文字、写真、絵、ジェスチャーサイン、実物などを利用し、情報を理解できるように工夫されているか ・補聴器やメモ用紙、メガネ、拡大鏡、点字本等、必要な道具を使用できる環境があるか ・全体的に話したことを個別に伝えたり、静かな場所で伝えたり、理解しやすい工夫をしているか ・ <u>事業所内で、生活支援を見える化しようと試みている</u>

E. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

F. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし